

# 長野県公共事業評価監視委員会

(平成23年度 第2回)

## 議 事 録

## 平成23年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成23年8月31日（木） 13：30～

場 所 長野県庁議会棟402号会議室

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 議 事

#### (1) 平成23年度公共事業再評価箇所の審議

##### 1) 駒沢生活貯水池事業

#### ○福田委員長

それでは、議事の進行に移りたいと思います。議事録署名委員として、後ろのほうから回っているので、今回は平松先生と長瀬委員さん、お願いいたします。

今、波間室長から説明がありましたように、ダムというか、河川事業ですね。駒沢と黒沢と、その2つについては、スケジュール的に言いますと、来月、9月の中旬ぐらいに叩き台をつくり、下旬には確定というようなスピードで、先行的にまとめる必要が出てきております。

ということがあって、今日は前半といいますか、審議し尽くせるまでという形で、前回の資料で言いますと、資料のP5とかP6ですね。そちらのほう、A3のなんですけれども、そちらのほうを中心にやっていきたいと思います。

では、早速ですけれども、駒沢生活貯水事業について審議を始めたいと思います。皆さん、いきなり質問とか意見と言っても、忘れてしまったかもしれないのですけれども、P5ですね、それについてございますか。

一応、P5-1というのを見ていただきたいのですけれども、このときに、20年度に関わった委員さん、関わっていない委員さんもいらっしゃるということもあって、ここにこのダムについての今までの経緯というのがあるんですけれども。

長野県には、ダムが当時9個ぐらいあって、脱ダムがあって、あと浅川の1個が再開して、6つが「中止」となってという中で、この2つが「休止」で残っていたという位置づけです。

休止の理由が、河川改修、整備計画をつくっているんですけども、ダム整備、河川改修、いずれをつくるにしても、その流量を確定するというか、流域面積というのが基本的に確定できないといったような技術的な問題が起きてきて、排水路とか、系統が非常に複雑化していて、どこまでが駒沢川の流域かということがなかなか確定できないというようなことがあって、時間がかかりかかるのではないかとということで考えていたんですが。地元関係者の合意という形で、もう河川計画で行くと。貯水池という形、ダムという形ではやらないというふうに決定というか、地元のほうではまとめられたと。それについて委員会としてどのように考えていくか、「中止」という形でいいのか、条件なり意見を付帯していくのかということでございます。

何かございましたらお願いいたします。

#### ○平松委員

よろしいですか。「中止」という案ですが、そもそもこのダム自体は、治水と利水を目的として計画されたということだと思っております。これをとりやめる、流域面積が確定していないからとか、流量が確定していないからとりやめというのは、何か決定的な理由にはならないと思います。

だからもし中止するのだったら、それに対する代替施設とか、その辺の構想というのがある程度見えているのでしょうか。その辺、もしお考えがあるのだったら、教えていただきたいのですが。

#### ○河川課 鎌田河川課長

河川課長の鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問がございました治水につきましては、5-3ページをめくっていただきまして、3ページの右下に図面がございます。この左上に駒沢ダム計画地点というのが緑でダムの形に書いてございます。そこから下流部につきまして、河川改修をやることによって治水の対応ができるという代替案が流域協議会等でも認めていただいております。

この中に、上中流区域という約、L=3,000mとございますが、ここは片側が山づけになってございまして、もちろん掘込河道になっております。したがって、流下能力的にはほぼありますけれども、護岸等を補強していくというような、ここに書いてございますが、布団かごみたいなもので若干手当をしなければ、断面の確保が持続的にいかないというようなことで考えております。

この下流区間の760m、ここは既に私どもで改修事業がされております。今の状態のままですと、ダムをつくと手を入れる必要がないんですが、ダムがないということになりますと、若干手戻りになりますが、その内容をいろいろ確

認しましたが、若干、かさ上げしたり、もう一つは、国道のところの断面を少し広げることに対応できるという代替案が示せて、これも地元の人たちのご了解を得てきておりますので、ダムを中止して、こういった治水の代替案で行きたいという計画でございます。

○環境部水大気環境課 中山係長

それでは、水大気環境課の中山と申しますが、私のほうから、利水についてのお話をさせていただきます。

資料の5-4ページをちょっとお開きいただきたいと思います。水道水でございますが、駒沢ダムから1日当たり500m<sup>3</sup>をとるという計画でございましたが、現在の小野簡易水道の水使用量につきましては、現在の水源で量的には足りているという状況でございます。ただ、下町水源というところから、ヒ素が、水道の水質基準の範囲内ではございますが、検出されているということから、きれいな水源を求めたいということでございました。

今回、ダムによらないということの中で、5-4ページの右下のほうに位置図というのがございますが、そこに点線で丸を囲った藤沢地区ということがございますが、この地区から地下水を求めたいということで、まだ地下水調査には入っていないわけでございますが、この地区を候補地として水源探査を行って、地下水として水源を確保していきたいということで、これにつきましても、町のほうからのそういう考えが示されましたことから、県といたしましてもその利水代替、あるいは対応方針ということで書いてございますが、町が行います水源の調査につきまして支援をしていきたいということでございます。説明は以上でございます。

○平松委員

ありがとうございました。まず治水代替のほうから、もう少しお聞きしたいんですが。

その河川改修というのは30年確率ということで改修ということによろしいんですね。

○河川課 鎌田河川課長

そうです。

○平松委員

それから、あと代替施設に関しては、約15億円と書いているのですが、15億円でできますという理解でいいんですか。

○河川課 鎌田河川課長

そうです。

○平松委員

わかりました。治水対策は以上ですが。今度は利水関係なんです。地下水による水道水源を確保することなのですが。藤沢地区というところを決められているんですが、ここはかなり水が豊富なところだということで、決められたんですか。

○環境部水大気環境課 中山係長

この地区につきましては湧水も出ているということから、町としては、この地区が有望ではないかということで考えております。

○平松委員

なるほど。それで、これに関して、大体どれぐらいお金がかかるんでしょうか。

○環境部水大気環境課 中山係長

その探査とか、あるいは水道施設ということで、場所によっていろいろお金がかかるということが変わってまいります。ちょっとお待ちください。

○平松委員

オーダー的なもので結構なんです。

○環境部水大気環境課 中山係長

他のダムにつきまして実施した経緯から、数百万円から数千万円ぐらいの、施設まで含めて、そのぐらいのオーダーで、井戸については事業費としては出ております。

○平松委員

わかりました。ありがとうございます。では1億円も絶対かかることはないということですね。

○環境部水大気環境課 中山係長

そこまでの経費はかからないと思います。

○平松委員

ありがとうございました。あと、気にかかるのが、下町水源のところでヒ素が出ましたというお話だったんですが。この藤沢水源、この辺の水質調査というのはもう既に実施されているんですか。

○環境部水大気環境課 中山係長

現在の藤沢に水源を持っておりますが、この地点からの水質はヒ素は出ておりません。

○平松委員

そうですか、わかりました。以上、私からの質問はそれだけなんですが。あと、利水・治水ともに住民の合意は得られているという理解でいいんですね。

○河川課 鎌田河川課長

そうでございます。それで、代替案の河川整備計画のほうも事務的手続を進めておりまして、一応、公聴会、学識者の意見聴取、それと地元の首長さんの意見も、この線で進めるということで、今のところいただいてございます。

○平松委員

わかりました。ありがとうございます。

○福田委員長

他にございますか。費用でいうと、貯水事業を進めるんだったら、ここにも5－3ページにありますけれども、60億円かかることになっていたものが、先ほどもありましたように、治水のほうで15億円、そして利水のほうでも1億弱しかかからないということで、相当な縮減になりながら、住民さんとの合意もとれながらということで進められているということでございます。質問、ご意見はありますか。

どこかに書いてあるのかもしれないんですけれども、それぞれ治水としてやる河川事業、あと利水のほうの、新たに調査とかもしてと、これが大体、どのくらいを目途に、終わる目標年次みたいなものはどのくらいで考えていらっしゃいますか。

○河川課 鎌田河川課長

代替事業のスケジュールと申しますか、そういうことでございますか。これにつきましては、これからダムを「中止」ということを、まず国のほうに上げて、国の有識者会議で、またそれを議していただきます。その結果をもって「中止」ということになれば、その代替の河川整備計画を県から国へ上げることとなります。

その段階は、まだ将来的にこういった整備をしていくということですので、あとは予算的な裏づけ等がございますので、実際、事業化というのはまたその先でございますので、今のところ、スケジュール的なものはまだ明確ではございません。

○石澤委員

ダムを「中止」して、河川の整備だけに終わらせると、3分の1くらいになるということはわかったんですけども。その中で、利水のほうで藤沢水源のところ、これは地下調査候補地にしているという理由は、ほかの〇と書いてあるようなところなんですけれども、そこの許可取水量に比べてまだ少ないから余裕があるだろうということで、ここに目をつけたということで承知してよろしいわけですか。

○環境部水大気環境課 中山係長

利水につきましては、実はその藤沢地区以外に、ここの地図のところ、小野第1・第2水源という太字の下に春宮という地名がございますけれども、この地区等がかつて井戸を調査した経緯があったと。ただ、この地区ですと鉄分が多くて、なかなか井戸水としては有望な井戸が見つけれなかったというような状況だということをお聞きしております。

ただ、今回、藤沢水源という場所につきましては、今まで探査を行っていないわけですが、湧水として良好な水が出ているということから、この地区に着目したということでございます。

○石澤委員

ヒ素等の心配はないんですね。

○環境部水大気環境課 中山係長

ええ、先ほど申し上げましたが、現在出ているその湧水、水道水源につきましては、この地区のものについてはヒ素は出ていないということでございます。

○石澤委員

ありがとうございます。

○福田委員長

他にございますか。

○長瀬委員

この治水目標年度の定め方というのは、どういう形で決まってくるのかというのを、教えていただけますか。

○河川課 鎌田河川課長

その河川が持っております氾濫区域の資産、人口といったようなことから、あと過去の災害の経過、経歴ですか、そういったものを総合的に判断します。

今、長野県では100年に一回という雨で発生します洪水が一番多いんですけども、あと50分の1、30分の1というような計画になっております。

この地区につきましては、人口、資産、その他の関係で、他の同様な地区と同じ30分の1で計画してございます。

○福田委員長

他にございますか。

ないようでしたら、委員会としても「中止」でいいのではないかとということでもよろしいですか。

○出席者一同

はい。

○福田委員長

それでは、駒沢ダムにつきましては、委員会としても「中止」が適切であろうということでまとめさせていただきたいと思います。

## 2) 黒沢生活貯水池事業

○福田委員長

では、次の黒沢生活貯水池のほうをよろしくお願いします。急に言われてもなかなか忘れてしまうところなんですけれども。今までの経緯で言うならば、30分の1という形でやってきたところが、河川改修だけでは対応がなかなかできないということで、河川の沿川といえますか、その広がっている原野に調整

池をつくるという案で検討を進めてきたという形です。

そういうことも含めて、今後、地元と交渉などを含めて、どういう形でおさまっていくかと、そういったところで話がまとまってこられたということと認識しているんですが、技術的な件も含めて、何か質問等があればお願いいたします。

ここで、調整池について、どのような池をどのようにつくって整備していく形になっているか、もう一度簡単に説明いただけますか。

#### ○河川課 鎌田河川課長

今回、代替案で考えておりますのが、6-16ページに平面図がございますけれども、整備対象延長800mとあるところに赤く塗ってあります、ここが調節池にするところがございます。赤沢橋となります。その上流を含めて800mのところ、この池に持ってくるための河川改修が必要になります。あわせまして、右上に整備対象延長780mというのと235mというのがございますが、この約1キロ間の河川改修がまだ終わっておりませんので、これも今後、進めなければならぬということがございます。この河川改修につきましては、ダムを実施した場合も必要になっていた河川改修でございます。

めくっていただきまして、6-17ページに、これが下流の黒沢川の河川の概略の標準断面図でございます。1割5分の護岸勾配でこういった、イメージでございますけれども、生態系に配慮したような形のものを考えてございます。

6-18ページ、調節池の平面図を大きくしたものでございます。約42,000m<sup>2</sup>の面積でございますけれども、ここを幅80mから140m、長さ350mということで、全体の総貯水容量が16万9,000m<sup>3</sup>という調節池を計画してございます。

左側が下流でございまして、上流から取り入れてこの池に持ってくるというようなことで、上流のほうにも取り入れの構造のところを平面図に示してございます。

断面的には6-19ページにございます。こういった2割勾配のところでございます。水深が13mです。底も表面も護岸部も覆うといった形で対応いたします。本川の黒沢川はこの右側に流れており、寸法等につきましてはこういった形状でございます。ダムと同じように30年に一回程度の発生で予想されます雨に対しましての洪水ということで、計画規模は変わってございません。以上です。

#### ○福田委員長

この河川計画と調節池をつくって総事業費が30億円ということで、当初、ダムで予定していた150億円から5分の1になってくるということです。

○河川課 鎌田河川課長

そこには利水者の負担が3億円ほど入ってございますので、150億円から3億円ほど引いていただいたものが、利水と不特定ということになります。

もう少し細かく治水だけということになりますと、ダムの場合は堆砂容量等も見ておりましたので、90数億円ぐらいが純粋な治水、ダムをやったときの治水分だと、それに対して、今回30億円という比較のほうが正確かもしれません。

○福田委員長

調節池をつくるにあたっての地権者さんとの話はどのように進めているのですか。

○河川課 鎌田河川課長

もう大分昔からこの場所に調節池をつくるということでオープンにしてやってきておりますが、まだ地権者さんの方には話に行く段階ではありません。

ただ、ここは骨材プラントの跡地ということで、現在、そういった営業はしてございません。それはきれいに片づいてございます。

そういった所で、現在、市が4割ほど、この河川敷の土地を持っております。6割が民有地ということになりますけれども、事業化をするというときに交渉に入るといようなことになろうかと思えます。

○福田委員長

それは難航しないで行けそうという、そういうことを言っではいけないかもしれませんが。

○河川課 鎌田河川課長

そろそろ打診といいますか、様子を見ていかなければということで、今回、これでダムが正式に中止になってきますと、いろいろ調べなければいけない部分もございますので、進めていきたいと思っております。

○福田委員長

この30億円には、その用地の買収のお金も入っているわけですね。

○河川課 鎌田河川課長

入っております。

○福田委員長

何かございますか。

○石澤委員

ちょっと話が違うふうになるかもしれませんが。河川敷というのは公共用地ですよ、基本的に。それで今の話で、この調節池にするところが骨材プラントの跡地だと、民有地ですか。前の審議のときも聞いたのかどうかちょっと忘れてしまったので再確認させてください。

○河川課 鎌田河川課長

河川の両側は河岸段丘みたいになってございますので、その間のところは全部河川のように見えますけれども、もちろん河川の区域もございますが、民有地がございまして。ほとんど民有地です。

○石澤委員

くどいようだけれども、例えば千曲川とか犀川がありますね、あの堤防と堤防の間はあれは国有地ですよ、こういう民間地ではないですよ。

○河川課 鎌田河川課長

河川内に民地になっているところもございまして。今、果樹園が相当ございまして、あれは国の河川敷の中で借りているような形でやっている場合もございまして、個人の民地というところに、堤防をそこを囲んでしまったと、両方の状況がございまして。

○石澤委員

そうですか、勉強させてもらいました。民地が残っているのですね、はい。

○松岡委員

これから地元といろいろな交渉というか、話し合いを進めていくわけですから、あまり戦術的というか、戦略的に細かいことまでは話しにくいところもあると思うんですが。

ひとつ、利水と環境の面から絡んでこの場所を見ていきますと、今ちょうど、ああいう状況になりましたから、利水面では水を分けてもらっているわけですよ。いろいろな意味で、細かく説明すると、いろいろなことがあるんですけども、用水なんかは分けてもらっていますよね、回してもらっているとか。そういうこともあったり、下流のほうで水源かん養をしてもらえれば

ありがたいなというようなものも出てきていて、県のほうも、それはあそこより下流の部分の水源かん養について、下流だけではないですけども、県全体でそういうことを考えるんでしょうが。水源かん養ということも考えていかなければいけないなというようなことも、県としては考え方としてお持ちだというふうにお聞きしております。

そういう中で、例えばこの調整池というか、その構造からしますと、連絡用の水路では、先ほど課長さんが言われましたように、水辺のビオトープにも配慮したような形の構造に考えてみると、それは絵でもわかるというような感じなのですが。それが調節池まで来ますと、これは上は20mで同じくらいの絵の大きさですけども、実はうんと大きいわけですよ。それを下のほうが表面硬化ということだと、洪水が終わった後はさっさと出してしまっって、コンクリートで熱々になってしまうというイメージで行くか、今の県の大方針として、中下流のその水源かん養も考えたら、厚い扇状地ですので、あそこは。その浸透みたいなことも考えてやっていくような構造も考えると、下流のほうで、こういうことで浸透も考えるから、水のほうの水利権、その他、いろいろなことがまだすぐには解決できないようなことがあそこはありますので、上手にその辺、この池の構造なんかも、地域の、例えば近くにキャンプ場なんかもあるというふうに聞いておりますから、そこへ遊びに行っって溺れ死ぬようでは困りますけれども、水鳥も来ます、トンボもいます、水棲生物もいますというように地域の、産業に支援できる程度の水がたまっていたり、水源かん養もできたりみたいな構造に考えていっていただける余地はあるのか。むしろ、考えていただけると、いろいろなことにプラスになるんじゃないかと思いましたので、そういう提案なのですが、どうですか。

#### ○河川課 鎌田河川課長

河川整備計画の公聴会や学識者の意見聴取の中でも、そういうようなお話を聞いております。特にこの安曇野の地は、委員がおっしゃいましたように、水源かん養を非常に重要視しておられるところでございます。

今の、この調節池、とても簡単な概略の絵でございまして、こういった大型の構造物をつくるということになりますと、地質調査から始まりまして、これから測量、設計、詳細に入っていくわけでございますけれども、そういった中で、委員のそういったご意見を参考にして進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○福田委員長

他にございますか。

○平松委員

当初計画していたダムに関しては、総貯水容量が70万m<sup>3</sup>くらいに対して、今回の調節池の案で行くと、約17万m<sup>3</sup>くらいになるんですけれども。その辺の治水上の計画規模というのはどうなっていたんですか。

○河川課 鎌田河川課長

6-3ページの左上に、今まで考えておりましたダムの諸元がございますけれども。その目的のところ、洪水調節と流水の正常な機能の維持と水道用水の供給というのがございます。したがって、この全体では743,000m<sup>3</sup>と。ここには、先ほどもちょっとお話ししましたが、堆砂の容量も、そういったものもみんな入ってきます。そういったものを抜きますと、169,000m<sup>3</sup>ということで、治水の容量は変わっておりません。

○平松委員

なるほど、かなり死水容量が大きいということなのですね。わかりました。では、有効貯水容量的には、もう両者、ほとんどフィフティ・フィフティだという理解でいいですね、わかりました。

あと、別にこの中止案に対して全然、反対でも何でもないんですが。気にかかるのが、地域の方々というのはこれでご理解いただいているんでしょうか。

○河川課 鎌田河川課長

この調節池の案は非常に早くから、先ほど福田委員長のほうからもお話ございましたけれども、治水・利水ダム等検討委員会というところの答申の中から既に出ておまして、当時は2つの池だったので、それが生態系等、環境上よくないということで、下流に1つにまとめただけで、そのころからずっと議ってきていただいております。

そういった結果、これで流域協議会という地域の代表の方、またダムそのものも推進したいという方々も入った中で、この調節池、それと河川改修ということでご了解いただいております。

○平松委員

わかりました。ありがとうございます。

あと1点、水質に関してなんですが、先ほどの場合は、ヒ素がという話があったんですが、こちらの場合、黒沢川流域に関しては、全然水質的に問題ないんでしょうか。

○環境部水大気環境課 中山係長

黒沢川自体の水質は問題はありません。それから今回、地下水への転換ということでございますが。地下水につきましても、既に安曇野市周辺のところはほとんど地下水を水源としておりまして、水質的には全く問題ございません。

○平松委員

わかりました。ありがとうございました。

○河川課 鎌田河川課長

先ほど、平松委員のほうから、調節の貯水容量がダムのとくと調節池となったときの違いということで、私のほうで同じというようにお話しましたけれども。

これにつきまして、考え方は同じでございますけれども、ダムと調節池は、流入と流出の構造が違ったり、また位置が違いますので、現在のところ、ダムのほうでは治水のみで23万m<sup>3</sup>でございます。それで調節池は、詳細設計をしないと正確な数字は出てきませんけれども、16万9,000m<sup>3</sup>でございます。

先ほどの説明では、全く同じ量というふうにご理解をいただいしまうと間違えですので、その辺、訂正させていただきます。よろしく願います。ありがとうございました。

○福田委員長

利水的にも水質に問題がないということで、地元との合意というか、地元の意見もかなり反映されていて、あとは地権者との交渉というようなことなんですけれども。

一応、そういう形で「中止」ということで、委員会としてはいかがでしょうか。よろしいですか。

○出席者一同

異議なし

○福田委員長

それでは、長野県の最後、残す2つのダムだったんですけれども、この長野県の委員会としても「中止」ということが適切だろうということで、審議を終わらせていただきたいと思います。

○河川課 鎌田河川課長

委員長、一つ、いいですか。

長野県にもう一つ、角間ダムというのが残っておりますので、最後がそれで、それはちょっと検証の場というのを改めて国の制度が変わりまして、その段階で検討していくということで、またお世話になるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○福田委員長

いろいろ、2つのダムにつきましてもいい形で、地元との調整もできていっているの、よかったですと思います。それでは、この2つのダムにつきましても審議を終えるということです。

他のほうの審議に行く前に、これのまとめ方とか進め方について、先にもうやっつけてしまおうと思います。

先ほど課長さんのほうから、国のほうに「中止」ということを上げて、それがまた国の委員会といいますか、有識者の議論の中で、これで確定でいいのではないかとということがあって、また河川計画の具体的な、資金のことだとか事業計画だとかを、また新たにつくっていく作業に入っていくという形、そういう経緯を踏むということなんですけれども。その「中止」を国に上げるに当たってのこの委員会としての意見書といいますか、中止でいいですというのをまとめなければいけないという、そういった位置づけです。

一番最初に申し上げたんですが、9月の中旬ぐらいにたたき台ぐらいをまとめて、下旬には内容を確定して、こちらとしても県に、こういうことで「中止」でいいのではないかとということでまとめるんですが。

「中止」でいいですという一行で終える意見書というわけにもいきませんので、今、いただいたいろいろな意見を元に意見書をまとめていきたいと思ひます。

スケジュール的なことなんですけれども、まず意見書のたたき台のまとめについてですが、これはどなたか、意見書を積極的にまとめてみたいという方はいらっしゃいますか、いらっしゃれば、積極的に。では、たたき台は9月の中旬という形で私のほうでたたき台をまとめて、それについての付加的な意見、委員会としてきちんとした意見ということで、これでよしあしを見ていただいとという形をとりたと思ひます。

私のほうから委員の皆さんに、そのたたき台を送って見ていただくというスタイルでいいですか。9月中旬、ちょっと時間をとらせていただきますけれども、忘れないようによろしくお願ひいたします。そして、もうメールでやりとりして内容確定でよろしいですか。

では、9月下旬に向けて、メールでちょっと委員さんと私のほうでやりとりさせていただいて、それで県の整合といいますか、事務的な、経緯を含めての整合確認などをしてもらったものを確定して、9月下旬にはダム2つについての確定をするということで進めたいと思います。

それですと次の、ダムについてはそれでよろしいですか。

○波間技術管理室長

はい。結構です。

○福田委員長

では、ダムの審議をこれで終わりました。

## (2) 第1回委員会における質問事項等への説明

○福田委員長

今年度の、道路とか、他の箇所を追加説明に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 1) 道路改築事業 一般国道361号 木曾町 姥神峠道路(延伸)

○道路建設課 油井企画幹

道路建設課の企画幹の油井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の第1回の監視委員会において、委員の皆様からご質問をちょうだいしたことに关しまして、資料とともに追加説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、道路改築事業の国道361号、姥神峠道路(延伸)工区に关しまして、私ども「一時休止」という提案をさせていただきました。その中でちょうだいいたしました質問につきましては、資料3のほうに申し上げてございます。

まず一つは、国道361号の現道活用区間の勾配は幾らかということで調べましたところ、平均勾配が5%、それから最急勾配が8%ということでございます。この数字がどういう意味を持ちますかといいますと、道路構造令上、60キロの設計速度に対応するものが、縦断勾配5%という勾配なのでございますが、これを満たす延長の割合は、大体4割弱。38%ぐらいがこの構造令上の数字を満足している縦断勾配であるということが言えるかと思ひます。

2つ目でございますが、参考として、拡張費用便益を算出してほしいというお話がございまして、これにつきましては資料-4、A3横長の表の1ページに申し上げてございます。山梨県の費用便益分析マニュアルに基づく拡張費用

便益分析を使いましたところ、左下にございます、通常の三便益134億円に加えて、通行規制解消便益3.6億円、災害解消便益2.1億円、救急救命率向上便益59億円、観光客増加便益38億円、合計237億円で、B/Cが2.5という数字になっております。

他の箇所もそうなのですが、今の拡張費用便益の概要をお知りになりたいというお話でございましたので、まとめてこの国道361号のところで説明をさせていただきたいと思っております。

別添の資料3ページにA4判で「拡張費用便益分析について」というペーパーを用意してございますので、それをご覧いただきたいと思っております。

通常のいわゆる三便益、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、それから交通事故減少便益以外に、今回、私ども拡張費用便益といたしまして、ゴシック体で書いてあります「通行規制解消便益」、「災害解消便益」、「救急救命率向上便益」、「観光客増加便益」の4つの便益を提案してございます。

これにつきまして、1ページおめくりいただきまして、最初の(1)通行規制解消便益でございます。基本的な考え方は、この当該区間に災害等が発生し、迂回を余儀なくされた場合に要する時間損失を、事業実施によって回避できる損失とみなして、これを便益と算定するものでございます。

そこに算出式がございますが、 $T_d$ というのが迂回路による所要時間、 $T_o$ というのがこの当該事業箇所を含む現道を活用した場合の時間でございまして、この時間差に、ここにRDと書いてあります年間通行規制日数、これは過去5カ年間の平均をとっておりますが、何日通行止めになるかといったものと、当該道路の交通量、台/日を掛けまして、最後に、いわゆる車種別の時間価値、原単位でございまして、これを乗用車、バス、小型乗用車、普通貨物車それぞれを掛けてやりますと、この通行規制解消便益B1というのが出てきます。代替路として想定されるのは、国道、県道、幹線道路、いわゆる私どもが通常の交通配分のネットワークに用いているような路線を想定しているところでございまして。

1ページ、おめくりいただきまして、(2)災害解消便益でございます。基本的な考え方といたしましては、この当該事業実施によって回避可能となる災害被害額、それから復旧事業費を便益とするものでございまして、算出方法といたしましては、平成8年の阪神・淡路大震災以降、全国的に道路防災総点検というのを実施してございまして、こういったところで落石危険箇所というものを想定した中で、防災事業等を取り組んでございまして。その防災事業の要対策箇所にかかる費用、これはその下の式でございまして、Pと書いてありますが、予防的対策事業費、落石危険箇所にロックネットを張ったりとかロックシェードをつくったりといったその事業費、概算事業費でございまして、これそのものを

便益とみなすという考え方でございます。

続きまして、6ページへ行っていただきまして、(3) 救急救命率向上便益についてご説明いたします。

道路事業によりまして、いわゆる救急医療施設への搬送時間が短縮されますので、死亡者が減少するという事で、人的被害額を減少させる効果を便益とするものでございます。

その下の式中、LRと書いてありますのは、1分当たりの救命向上率、これは前回にもご説明をしました、カーラーの救命曲線というものから求めてございます。それから、事業実施後の搬送時間と事業実施前の搬送時間の時間差、ここに長野県内の人口当たり搬送死亡率、0.0618%/人、これは長野県の消防統計から出てきている数字でございます。そこに対象となる地域の人口、APというものを掛けまして、例えばこの姥神峠道路でいきますと、木曾と伊那の中央病院を結ぶということで、木曾郡の全域の人口を対象人口にしております。それから、死亡による人的被害額につきましては、通常の三便益の中で用いられている交通事故減少便益による死亡の人的損害額、2.26億円/人というものを掛けたものでございます。

1ページ、おめくりいただきまして7ページでございます。最後の(4) 観光客増加便益でございます。道路整備によってアクセス時間が短縮するという事で、増加する観光客が地域経済にもたらす波及効果を便益とするということで、事業によって増加する観光客が消費する観光消費額を算出するものでございます。

そこにごございますDV<sub>j</sub>、OV<sub>j</sub>というのが、日帰りと宿泊とに2つに分けてございますが、事業により増加する観光客数でございます。そこにDP、OPとありますが、日帰りと宿泊のそれぞれの1日当たりの消費額、これは長野県の観光統計から、県内一律で算出しております。

ここで、事業によって増加する日帰り観光客につきましては、いわゆる縦軸に来訪率、横軸にいわゆる所要時間というのをとりまして、これはトラベルコスト法という方法でやっていると思うのですが、旅行先への時間が短くなることによって来訪率が高くなるというようなことで、回帰分析を行いましてこういった係数を出しております。本来ですと、アンケート調査に基づいて長野県が独自にこの数字を定めなければいけないのですが、今回時間がなかったものですから、山梨の回帰式をそのまま活用させていただいております。

最後にRMとございますが、RMは観光客の来訪手段における自動車類の、いわゆる交通機関別分担率でございますが。今回、私どもで再評価にお諮りしています南信地域は、いわゆるJRですとか、そういった公共交通が各観光地に直結し、自動車類を利用せずに行けるケースが少ない地域でございますので、

一応、今回の試算では、100%自動車によって来るものだというので、分担率は100%ということにしております。

以上、宿題の中の拡張費用便益を算出したものの考え方の説明をさせていただきました。

資料3へ戻っていただきまして、姥神峠道路（延伸）工区の③、道路横の河川の断面ということでございますが。これは計画の確率年100年で算出されました流量72m<sup>3</sup>が流れる河川断面を確保しておりまして、おおむね川幅は12m前後というような形になっております。

それから追加の資料で、資料-6をお手元に配付してございます。実は前回の第1回の評価監視委員会が終わった後、この国道361号の改修促進期成同盟会の会長さん以下が、知事あての意見書を出されておまして、裏面にその意見が書かれてございます。今回、公共事業評価監視委員会において審議が開始されたということで、意見の内容としましては、1「姥神峠道路（延伸）工区を休止とせず、事業を促進すること」、2「姥神峠道路（延伸）工区完成までの対応として、現道すり付け部周辺の安全対策を充実させること」ということです。平成23年8月10日、国道361号改修促進期成同盟会からこういった意見が来ましたことを、ここにご報告をさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○福田委員長

現地調査へ行ってから審議という形をとりたいと思っておりますので、新たに追加された資料なりについて、また新たな質問等がありましたら。

○石澤委員

勾配については前回質問したんですけれども。今の説明で、平均勾配が5%であると、これが時速60kmに相当というお話、説明を受けたんですけれども。最急勾配がここは8%なんですよ、その場合の速度はどのぐらいというふうに考えればいいんですか。

○道路建設課 油井企画幹

道路構造令上でいきますと、やはり設計速度30キロ程度という形にはなってしまいます。

○石澤委員

30キロね、かなりスピードダウンしないとだめだということですね。

○道路建設課 油井企画幹

実際には、多分、車の性能がいいので、それ以上で走ってしまうとも思いますが、一応、構造令上では、そのような扱いになります。

○石澤委員

やはり走っていて急だなという感覚が得られるというような感じですね。わかりました。

○福田委員長

他にごぞいますか。ないようですが、また後でも受け付けられますので、この国道361号についてはよろしいですか。

○平松委員

1点だけ教えていただきたいんですが。その便益は、幾つか山梨県のマニュアルをもとに出されているんですが。

まず通行規制解消便益、(1)の4ページですか。そこのところなんですが、この計算式は一般的なやり方なのでしょうか。

というのは、1時間当たり、1分当たりですか、車種別の時間単価を掛けられているというふうになっているんですが。これ、すごく小さな値ですよ。一般的にこういうやり方ですか。

というのは、私が思うに、人の機会費用が一番大きいのではないかなと。というのは、我々、今、こういうふうに使事をしてますよね。それが何らかの原因で2時間、割かれてしまったということは、1時間単価が例えば5,000円の人が、2時間割かれたからマイナスが1万円となる。これって、機会費用なんですよけれども。そういうのはあまりカウントされないんですか。

○道路建設課 油井企画幹

少々お待ちください。

国土交通省でマニュアルの中で定めています、その車種別の価値の計算の根拠の中に、今の人的な、先生おっしゃったような項目もすべて含まれているという理解をしております。

○平松委員

なるほど、ではこの中にすべてちりばめられているという理解でいいですね、わかりました。ありがとうございました。

○福田委員長

他にございますか。

それですと、この1つ目の事業については、とりあえず現地へ行ってから審議ということでよろしいですか。

○出席者一同

異議なし

## 2) 社会資本整備総合交付金

一般国道153号 伊那市～南箕輪村～箕輪町 伊那バイパス

○福田委員長

では、次、お願いいたします。

○道路建設課 油井企画幹

それでは2つ目の「一般国道153号 伊那バイパス」に関しましての宿題について、ご説明をいたします。

中央道が止まった場合、それから国道153号が止まった場合のバイパスの迂回交通量を示していただきたいということで、前回の説明に、災害時のリダンダンシー (Redundancy 冗長性) というような説明を申し上げたものですから、そういったご質問が来たかと思えます。

ネットワークを組んでシミュレーションした結果を提示いたしました。中央道の通行止めは、前回生じた箇所が通行止めになった場合でございますが、伊那バイパスに車両が流入いたしまして、バイパスの交通量は、約3万台という形になるという結果になりました。

それからもう1点、国道153号の現道が通行止めになった場合も同様に、伊那バイパスへ車両が流入いたしまして、交通量は約25,000台という形でございます。交通容量で言いますと、4車線で作っている道路でございますので、おおむね18,000台前後の交通容量だと思われまますので、こういった非常時に関しましては、交通容量を上回る交通が流入するという結果になりました。

それから2つ目といたしまして、拡張費用便益の関係でございますが。これにつきましては資料-4、A3横長の2ページをごらんください。

ここにつきまして、三便益347億円に対しまして、通行規制解消便益が0.5億円、これはあまり通行規制になったことがないということです。それから、災害解消便益につきましては、先ほど説明しましたように、ここに平成8年の道路防災点検に関する危険箇所の要対策箇所がないということでございますので、

この便益については算出をしてございません。また、救急救命率向上便益でございますが、これは伊那谷を南北に走るバイパスでございますが、その基幹病院の伊那中央病院というのは、位置関係で、なかなか利用する位置関係にないということでございまして、救急救命率の向上便益につきましても、算出はしておりません。それから観光客の増加便益につきましても、いわゆる高遠地域とか著名な観光地がございまして、この観光客の便益につきましても、一応、303億円を試算しています。

合計651億円になりまして、拡張B/Cといたしましては、3.3という形で算出をさせていただいております。

それから、委員長から要望のございました、工業団地と企業等の進出、あるいは今後の見込みということで、伊那市のほうにヒアリングをいたしました。現時点で新規の工業団地の建設予定はなく、現時点で具体化されている企業進出の予定はございません。ちなみに、このバイパス周辺の上野原工業団地、六道原工業団地、福島工業団地といったところでそれぞれ分譲が進んでおりますが、この3工業団地にまだ約18haの空きがあると、全体の25%程度でございますが、そういった状況になってございまして、市としてはそちらへの誘致を今後とも進めてまいりたいという回答がございました。以上でございます。

○福田委員長

追加のお答えをいただきましたけれども、さらなる質問がございましたら。

よろしいですか。現地に行ってから、また幾らでもというか、質問なりができるので、とりあえず、では前回の質問だけ聞いてしまうということで、伊那バイパスのほうは、これで終わりにさせていただきます。

### 3) 社会資本整備総合交付金

一般国道418号 天龍村～飯田市 十方峡バイパス

○福田委員長

次の事業をお願いいたします。

○道路建設課 油井企画幹

次に十方峡バイパスです。国道418号の十方峡バイパスの観光客増加便益の根拠を教えてくださいということでございます。これは前回24億円、50年間で24億円という数字を示させていただきまして、先ほど3ページから7ページを使って説明をさせていただきましたが、時間距離が縮むと来訪率が上がるというような概念のもとに、それぞれ周辺の観光地の来訪者、これを推計したもの

でございます。

ちなみに、十方峡バイパスでございますが、前回、説明をいたしましたように、天龍村では和知野キャンプ場とか、おきよめの湯、あるいは飯田市の南信濃地域では、しらびそ高原、下栗の里、南アルプス、遠山温泉郷といった観光地を想定しております、年間、観光客数が237,000人程度ということでございます。

私どもの長野県の観光統計では、いわゆる方面別からの来訪者数というのはちょっととっていないので、たまたま近くに、売木村のオートキャンプ場がそういった調査をしております、中京圏から約8割、首都圏から約2割というような来訪客ということですから、今回、天龍村と飯田市の温泉郷等に訪れる観光客を、中京圏8割、首都圏2割という想定をいたしました。

それぞれの所要時間につきましては、阿南町から約20分、愛知県からは2時間20分ほど、東京からは4時間半ほどというようなことで、このバイパスの整備によって短縮される時間はわずか3分ちょっとなものですから、たくさんかかるところに関しては、それほど縮減率は大したことはないのですが、近くから来るような場合は、それぞれ道路改築による短縮効果が大きいというようなことで試算をいたしましたところ、年間当たり1億2,500万円ぐらいの観光便益があるのではないかとということでございます。これに社会的割引率を4%乗じまして50年間検討いたしますと、24億円の観光便益になるというふうに試算をした次第でございます。以上でございます。

○福田委員長

試算の根拠が出ましたけれども、質問等はございますか。

○平松委員

マニュアルどおりにやられて、これも山梨県ということですね。それで、先ほどの事例もそうだったんですけれども、結果的に、これトラベルコストの、例の曲線をもとにやられているんですよね。それで、このX軸というのが時間ですか、時間でやられているんですか。

○道路建設課 油井企画幹

そうですね、所要時間の分ですね。

○平松委員

なるほど。なかなか難しいですが、一般的にトラベルコストは横軸、お金なんですよね。お金が安ければそれだけ訪問率が上がるだろうというふうにやる

のが一般的なので、ちょっと奇異に思ったのですが、マニュアルでそうされているんだったら、致し方ないのかなと思います。

それと、あと多目的利用というのが常につきまとうんですよね。その場所だけに来ているわけではなくて、あっちにも行っている、こっちにも行っているというのがあるので、求められた値の何分の1かするというのが通常のやり方なんですけれども。

ちょっとこの数字、24億円とか何十億円というのが先ほどもあったんですが、まあ、話は半分程度かなというふうに思いますが、少なからず発生するというふうに理解させていただきました。ありがとうございました。

#### ○石澤委員

同じことを言うようなんですけれども、前回、しらびそとかというのは、ここの道路が開通してもそんなに便宜性には貢献しないということを行ったかと思えます。ですから、やはり訪問地別に、それは何分の1ずつか出して、それで観光便益というのが出すのがやっぱり本当のやり方かなと。増やしたいという気持ちはよくわかるんですけれども、そうしないと、書いたものを水増ししてしまったというのを後で指摘を受けて、せつかくの見積が無駄になる可能性があると思うんです。中京圏から8割といっても、もう中京圏からの8割、この国道418号よりは当然、高速だと思うんです、多いと思うんですね。

ですから、この道路を通してしらびそ高原というのは、やっぱりどう考えても考えにくいので、ここはやはり算出し直すか、それとももう一回、考え直すかしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

#### ○道路建設課 油井企画幹

この手法自体がまだ確立された手法ではなくて、たまたま山梨県でこういった先行事例があるのを参考に試算をさせていただいたものです。

先生おっしゃったように私ども内部的にも、もっと研究して行って、現実的というか、精度を高くするという努力をしていかないといけないかと思えますので、これにつきましては参考の数字ということで、今後、また引き続き宿題にさせていただきたいとは思っております。

#### ○福田委員長

逆に言えば、評価をしていく委員会のほうで、そういった考えをいろいろキャッチボールして、ブラッシュアップしていくということになるのかなと思いますけれども。

他にございますか。先へ行ってよろしいですか。

○出席者一同  
結構です。

○福田委員長  
それでは十方峡の追加資料については終わります。

4) 社会資本整備総合交付金  
主要地方道飯田富山佐久間線 泰阜村～阿南町 中尾～南宮

○福田委員長  
次に、中尾～南宮をお願いいたします。

○道路建設課 油井企画幹

飯田富山佐久間線の中尾～南宮工区でございます。これにつきましては、事業費が当初に比べて1.5倍になった経緯を示してもらいたいということで、資料の8ページをご覧くださいと思います。

当初事業費が32億円、変更事業費が47億7,000万円ということで、1.5倍ほどになっております。まず増額となった主な理由でございます。私ども当初事業費というのは、地質調査等の詳細な調査や設計が実施される前に、概略設計等に基づきまして、概算事業費を算出しているわけでございますが、事業化された後、綿密な地質調査等をやりまして、またトンネル等も詳細設計をしまして、さらに精度を高めていって、最終的に精算で幾らになったというような形で事業費が決まってくるわけでございます。

今回の場合を言うと、前回も説明いたしましたように、トンネルが2本ございます。この2本のトンネルの地質調査の結果によって、地山の状況が当初想定していたよりもかなり脆弱でありまして、トンネルの掘削工事費というものがかなり増えたということ。それから、開削部の明かりの部分も法面の処理工法が必要となりまして、アンカー工等を施工した関係で、かなり事業費が増えております。また、天竜川の右岸側の南宮工区につきましても、地元の調整のなかで、土留めの構造物等がかなり増工になっておりまして、この部分がかなり増えております。

また唯一、未施工区間で残っておりますJR飯田線との立体交差部なのですが、これはJR東海に正式に委託しまして詳細設計を進めたところ、いわゆる私どもが当初考えていた工法と違う工法が提案されて、それが一番安いという形になっておりまして、ここで事業費がかなり増工になっております。

結果的に、2回ほど事業費を見直しまして47億7,000万円ということで、15億7,000万円の事業費増という形になっているところでございます。

○福田委員長

これについては、この事業費だけの質問ですが、他に何かございますか。  
ないようでしたら、次へ行ってよろしいでしょうか。

○出席者一同

結構です。

#### 5) 社会資本整備総合交付金

羽場大瀬木線 飯田市 羽場～切石

○福田委員長

では、次の事業をお願いいたします。

○都市計画課 高倉係長

よろしいですか、都市計画課の高倉と申します。説明をさせていただきます。  
よろしくをお願いいたします。

前回、ご質問いただきましたときに、今回の羽場大瀬木線のこの道路が4車線ということで、こういう道路をつくると、その沿路方で商業施設ができたりにして、中心市街地がさびれてしまうのではないかという中で、都市計画のそういう基本になるマスタープランとか、そういうものがどんなような位置づけになって、この道路がどういう位置づけになっているかというご質問をいただきまして、それについて、これから説明をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料ー4の9ページをご覧くださいと思います。

これは、飯田市での都市計画のマスタープランというのもありますし、当然、総合計画もあるという中で、県として都市計画法の第6条の2で、都市計画区域のマスタープランというものを法律上、決めなければいけないというのがございまして、これが平成19年度に都市計画が変更した区域マスでございまして、市町村のマスタープランと県のこの区域マスというのは必ず即していなければいけないという位置づけになっておりますので、市町村のマスタープランと、この都市計画区域のマスタープランは整合が図られているという内容のものでございます。

10ページになりますが、これは都市づくりの基本理念ということで、飯田の都市計画区域について定めた内容のものでございます。

それで、11ページに行きまして、地域ごとの市街地像ということになります。今回、ご審議いただいている道路は、この図面の左の真ん中ぐらいにあります都市計画道路、3.3.4羽場大瀬木線です。位置づけとすると、都市計画上もこの位置に市街地像としては必要だということで位置づけておりまして、その路線内には区画整備事業もあるというような位置づけになってございます。

具体的に申し上げますと、都市計画の目標というのが12ページにございます。今回の場所につきましては、2)北部地域ということで、そこに赤く囲ってございますが、2行目になります。昭和40年代以降継続して土地区画整備事業が施行され、整然とした住宅地が整備されてきていることから、既存農業に配慮しつつも、引き続いて住宅地としての活用を図るということで、都市計画としては位置づけているということでございます。

あとは細々といろいろつけてございますが、15ページをもう一度ご覧いただきたいと思いますが、この中で住宅地の中で、具体的にどうなのかということを書いてある内容になります。羽場大瀬木線沿道部については、区画整備事業によって創出された良好な居住環境の保持に十分留意しながら沿道型住宅地の形成を図るということで、都市計画としては位置づけているところです。

前回にいただいたご質問に対する資料としてご用意させていただきました。よろしくお願いたします。

○福田委員長

追加の資料をつけてくださいましたけれども、何か新たなご質問等、ございますか。

○石澤委員

都市マスを要求したのは私ではないんですけれども、せっかくこういうものを出していただくのでしたら、むしろ要望として、それは都市計画図のほうがよかったのかなと思います。

飯田というのは特に長野県内で特異な町で、最高価格地点が市街地にないところですから、その最高価格地点と、あと用途地域でも指定したようなもの、そういうものを出していただいたほうが資料になるかなというふうに思いますので、もし可能ならよろしくお願いたします。

○都市計画課 高倉係長

都市計画の基本の総括図のところをお示ししていないようなので、また次回でもよろしいですか。

いずれにしても街路事業をやっているの、用途地域でないと事業がで

きないということがございますので、そこは住宅になっているということです。

○石澤委員

住宅は第1種、第2種ですか。

○都市計画課 高倉係長

お配りするようにはなっていないのですが。沿道だけは沿道用途というのが入ってしまっていて準住居になってしまっていて、それ以外につきましては、もともと既存の宅地もある中で、第1種住居地域になっていたり、区画整理をやったところは第1種中高層住居専用地域になって、中高層の住居専用地域になっています。

○石澤委員

結構、網はかかっているんですね。

○都市計画課 高倉係長

沿道については、多少、緩和されているという状況になっています。

○石澤委員

今日でなくていいから、そういう図があったほうが理解しやすいかなと思いますので、お願いします。

○都市計画課 高倉係長

わかりました。大変すみませんが、次回、資料として出させていただきますということでよろしいですか。

○福田委員長

そうですね、その図があれば、皆さんもひと目でどういうものかというのがわかるので、この街路との位置づけの関係がわかると思うので、次回でというよりも、現地調査へ行くときに。

○都市計画課 高倉係長

そうしましたら、大変すみませんが、そのときに用意させていただきたいと思います。

○松岡委員

続いて、2点、私自身がここで何か質問したわけではないんですが。こうした大型というか、非常に便利な道が中心市街地をはずしてできると、今、言ったような新店ができると。

長野市の場合は、例えば大型店等、土地利用委員会みたいなものがありまして、何ha以上とかの郊外店みたいなものが出てくるときには、いろいろとその委員会で地域貢献度、その他、いろいろな審査というか、いわゆる図面上でここを第1種住居専用地域ですという、そういう縛りだけではなくて、長野市内の中心市街地のあり方をどうやって、にぎわいを活性化していくかみたいなものと連携した形で、市として、全体として大型店もどの程度のものをどう配置するかと。中心市街地から大型店が出ていってしまっていて空洞化しているのをそのままにしておいて、外にばかりやってしまうというのではなく、その全体の都市計画を、いわゆるゾーニングの条件は満足しているからそのまま判こを押して許可というだけではなくて、地方都市が生きていく上でどうかというようなものを見るような委員会とっていいかどうか分かりませんが、そういうものでいいと思います。それを総合的に見て行くような委員会、縛り、単なるゾーニングの縛りだけではないようなもので、まちづくりをしていこうというような委員会なんかはお持ちなんですか。

○都市計画課 高倉係長

大変すみません、飯田市に確認をしていないのですが。飯田市さん自身が、中心市街地活性化基本計画の認定計画を受けていまして、いわゆる飯田市型の再開発をやられたり、町の中を多様な事業主体、人によって整備を進めているというのがあります。

ただ、やはり先生のおっしゃるとおり、国道のバイパスができると、意外とそういうところの沿道にそういうものは、実際、飯田も立地しているところもありますので。今日は、その飯田市にそういう委員会があるかどうかというのを確認しておりませんので、それもまた、次回、現地確認のときにお話しさせていただくということで、よろしいでしょうか。

○松岡委員

わかりました。

○福田委員長

認定を受けたのは、いつぐらいになりますか。

○石澤委員

せいぜい99年でしょうか、そこでもう一回、余計なことを言うのだけれども、今、松岡さんが言ったのは、大型店の立地法の問題で、立地法で引っかかったものがその審査会にかかるわけです。松岡さんが言ったのは、審査会の立地法の大枠の中の一部なんです。だから、これは商工振興課、商工部のほうの話であって、大型店の立地に関しては。

○松岡委員

地域でも、委員会を持っていると、定数でどうかなというのが。

○石澤委員

立地法にかかると、市町村がそれを審査するわけです、大型店の立地に関しては、その一部だと思います。

○松岡委員

別に、かからないようにやればかからないと、そういうことですか。

○石澤委員

いや、飯田市の場合は500m<sup>2</sup>以下だったらかからない、500m<sup>2</sup>以上だったら大抵かかりますから。

○都市計画課 高倉係長

面積で基本的に、別の法律ですが、決まっていますので、建つことが前提で、いろいろそういうところの周辺の保全とかをチェックするような形にはなっております。

ただ、特にそういうところをコントロールしようということをやられている県もあるので、そういうものを持っているかを確認をさせていただきたいと思います。それと、中心市街地活性化法は2008年ですか。

○石澤委員

それは、新中心市街地活性化法に際してのほうでしょう。

○都市計画課 高倉係長

そういうことでございます。

○平松委員

ちょっといいですか、関連してなんですが。説明資料の17ページにも書かれ

ているのですが、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針というのが書かれていますよね。

まさにこれだと思うのですが、幹線道路というのができてしまうと、急激に都市化、また無秩序な開発という形に流れていくと思うんですが。その辺を規制するようなものが何なのかというのがよくわからないんですけれども。その辺も含めて市に事情聴取をしていただいて、次回、説明していただいたらありがたいなというふうに思います。

○都市計画課 高倉係長

わかりました。ただ、これはあくまで白地のところを言っていますので、今回のところは色は入っていません。今回のところは用途が入っているところですので、いわゆる特定用途制限地域とかというところはちょっと使えない、法律にはなっております。

それで、この国道153号の飯田バイパスの白地のところでは、使えます。飯田市は特定用途制限地域を決定していますので、そういうところも考えてやられているかと思います。

○石澤委員

資料を用意してもらったのなら農振の資料も入れてもらえれば、今の白地に関して。農振には青地もありますから。

○都市計画課 高倉係長

ただ、今回の案件のところは白地ではないのですが、どういたしましょうか。

○石澤委員

多分、現地へ行ったらそういう話になるんだろうから、前もって、農振の青地、白地が入っていれば、調整区域との関係もわかるので、網のかけ方が別ですから。

○都市計画課 高倉係長

そうですね、用途の白地の、白い、色が塗っていないところは農振地域であって、その中に農振の用地がどうなっているのかというので、当然、用途と農振とはダブることはできないので、その辺でわかりますが、土地利用基本計画図でお示しさせていただきたいと思いますが、ちょっとわかりにくいかもしれませんが。工夫して説明させていただきたいと思います。

○福田委員長

先生、またそれも、現地を見ながらというか、周りを見たり、いろいろな全体の空間なり都市の構造なりを見ながら、外部の位置づけというのを見ていきたいというか、皆さん同じだと思うんですけども、また現地でよろしく願いたいと思います。

他にございますか。では、ないようですので。次に入りたいと思います。

○都市計画課 高倉係長

バイパス完成後の交通量を示してほしいというご質問をいただきまして、現在の国道256号の交通量というのは19,000台でございます。将来交通量は、このバイパスができました後、この現道の国道256号には約6,000台ということで、こちらとしては推計してございます。前回、都市計画課長のほうで4,000台と申し上げたんですが、資料をもう一度確認をいたしまして、6,000台だということで、今回、訂正させていただきたいと思います。

それと、今回のこのバイパスの羽場大瀬木線につきましては、将来交通量は22,000台ということで推計をしてございます。以上でございます。

○福田委員長

数字的に出てきましたが、他にこの件について何かございますか。

これも、現地とか行く中で、ここの数字がどうなっているかとか、数字も重ねて見ていく中で、また審議のときにあれば議論させていただくということで。では次を。

○都市計画課 高倉係長

図面の関係になりまして、いわゆるスケールが入っていないというご指摘をいただく中で、本日、資料－5ということで、一番後ろのほうになりますが、大変申しわけありませんが、差し替え資料ということで、P7－3、P7－4ということで、真ん中、中段の右側にスケールを置きましたので、この資料として差し替えをお願いしたいと思います。以上でございます。

○福田委員長

ありがとうございます。これについては差し替えということで、他に、街路について何か、新たな質問とかはございますか。

では、ないようですので、あとは現地でよろしく願いたいと思います。

○都市計画課 高倉係長

どうもありがとうございました。

## 6) 市営住宅建替事業（芳野町団地）

### ○福田委員長

あと2つですね、続けてやってしまいますか。ではお願いします。

### ○松本市住宅課 金井住宅課長

松本市住宅課長の金井でございます。よろしくお願いいいたします。前回、ご質問をいただいた資料請求等について、説明をさせていただきたいと思っております。

1番目の市内他地区の建替計画について教示をとというものでございます。本日お配りさせていただきました資料の18ページをご覧くださいと思います。

現在、松本市で行っております市営住宅、これ公営住宅法上の部分になりますけれども、寿台のB街区を進めております。除却、建築戸数等、ここの明細のとおりの形で、最終的には、合計欄にあるとおり、増える方向での計画を進めております。その後、今回、計画変更をお願いをしてございます芳野町に着手をする、そんな考え方で現在進めております。

いずれにしても、現在、松本市においては、公営住宅については戸数を減らしていくという明らかな方針はございません。ただ、前回、資料でもお示ししたとおり、人口については減っていくという傾向の中で、新たな新設については、今のところ、計画はしてございません。以上でございます。

### ○福田委員長

追加のお答えについて何か。建替計画が具体的に示されるということでしょうか。また行ってみる中でいろいろ審議を、使わせていただくようになります。次をお願いいたします。

### ○石澤委員

ちょっと確認ですけれども。松本の市営住宅なのですが、29年以降は、そうすると新設はないということになりますが、それでいいんですね。

### ○松本市住宅課 金井住宅課長

現時点では、新設についての具体的な数字をお示しできる計画がないということでございます。

ただ、後段、後のほうで市のマスタープラン等について触れることがございますが、将来的に全く新築を否定するものではございません。その辺だけご理

解いただきたいと思います。

○石澤委員

いや、今、確認したいのは、昭和29年に寿台が建築されていますね。その後、建築がないですよね。ですから、それ以降の新設の住宅はないんですねと、お聞きしているんです。

○松本市住宅課 金井住宅課長

すみません、意味を取り違えました。

これは、たまたま寿台の建て替えについての、従前住宅が29年までで、寿のB街区建替え相当の所にあったものということで、これ以外、これ以降にも当然、幾つかの場所で建替事業は行っております。

ただ今回、ここの中では建て替えの計画分のものについてまとめさせていただきましたので、直近まで行ってきました建替事業全体の資料にはなっていない部分は、ご理解いただきたいと思います。

○石澤委員

どこが新設されて、どこが除却されたかという、それが知りたいんです。

○松本市住宅課 金井住宅課長

そうしますと、過去に行われた全体の部分の資料、後日、それでは改めまして。

○福田委員長

それは、現地調査のときに追加いただいてよろしいですか。

○松本市住宅課 金井住宅課長

わかりました。

○福田委員長

多分、現地調査、9月は議会で無理だということで10月になってくると思いますので。

○松本市住宅課 金井住宅課長

県さんも私どももちょっと議会シーズンになりますので、ちょっとその辺で、日程のことだけは調整させていただいて、整えて出席させていただきたいと思

っております。

○福田委員長

よろしくお願ひいたします。では、次をお願いします。

○松本市住宅課 金井住宅課長

家賃の価格に応じた充足率ということで、資料請求をいただきました。

最初にお断りを申し上げなくてはならないんですが、いろいろあたってはすけれども、価格帯の中でどういう状況にあるかという、お求めの高価格帯の資料につきましては用意ができませんでした。申し訳ございません。

それで今回、資料として、私ども22年に松本市の住宅マスタープランをまとめております。その参考資料の中から、幾つか関連のあるもので傾向については説明できるのではないかとということで、今回、提出をさせていただいております。

家賃価格相当、それから空き家がどの辺のところかということなんですが、今日、お手元の資料の26ページをご覧いただきたいと思います。

この上の空き家という部分ですけれども、松本市内の住宅総数、申しわけございません、出典なんですが、このマスタープランの資料ということで、資料元でございます国の住宅・土地統計調査、これが15年度版で資料が作成されていることを、この時点では配慮いただきたいと思います。20年度のもの既に確定版で出ておりますが、それについての内容とは実際には動きのあることはご承知おきいただきたいと思います。

これに今日お配りのお手元のものによりますと、上の枠の中の松本市の部分のところですが、9.5%、8,800戸ほどが賃貸住宅の空き家という状況になっておりました。

それで、いわゆる家賃が、ターゲットとする部分というお話もございました。それで地優賃、私どものところの2LDK、3DK、この辺で民間とのものでどういうふうに関わりがあるかという部分ですが。資料でいきますと、めくっていただいて、27ページの部分ですけれども、家賃相場の資料をご覧いただきたいと思います。

地優賃の場合、中堅所得者層向けということがございまして、家賃は公営住宅のような形での家賃決定とは違い、いわゆる市場家賃と言われる民間の相場とほぼ同等の動きになる、そういう要素はございます。その中で、たまたま上の一番の表ですが、松本市のほぼ似た2LDK、3K、3DKぐらいの民間の相場、これ当時の出典サイトから拾っておりますが、松本市で大体66,500円、丸めまして67,000円ぐらいの家賃相場が松本の当時の実態でございます。

それで、松本では大きな地優賃としては、芳野、今回、視察でもお運びいただく部分ですが、芳野町、それから上土と言われる市街地がございしますが、家賃は不動産鑑定価格によって決めておりますが、平均で72,000円ということで、実際にはこの相場と言われる民間の間取りについては全くイコールではないのですから、比較として適切かどうか、ちょっと具体的に言いにくいところですが、平均した家賃の相場でいきますと、地優賃のほうが実際には家賃が上回っている、そんな状況がございします。

価格帯に応じた充足率ということで、その部分が空き家にどのように影響があるかというずばりの資料がないことは、お許しをいただきたいと思ひます。

○福田委員長

よろしいですか。

この件についてもこれで理解させていただきたいということで、次、お願いいたします。

○松本市住宅課 金井住宅課長

それでは、次にどのような属性の人口が減少に転じるのかということでございします。資料でいきますと、20ページをご覧くださいと思ひます。これも松本の人口の推計でございします。

これも先ほど申し上げたような形で、この計画地域のものになりますので、この直後に合併しました旧波田町の部分が含まれておりません。それから、現時点では新しい国勢調査の結果が出ているわけですが、この表においては、古いものの中でのご説明をさせていただきます。

傾向としてはここにあるとおり、人口は少しずつ減っていく、そういう状況でございします。ただ、これ矢印でちょっと持ち上げるような絵になっておりますが。これは何らかの住宅施策を講じて、将来、減っていくであろう将来人口を少しでもかさ上げしていきたい、そういう形でのマスターの目標の考え方を入れたものでございします。

1枚おめくりをいただいて、21ページですけれども、人口ピラミットがございします。ごらんのような形で、上の濃いほうが37年の推計で、下の薄い色のほうが17年の実績、前回の国勢調査でございします。

ご覧いただいたとおり、やはり上のほうが重くなると思ひますか、将来的には高年齢層のほうが伸びがあり、逆に若年層相当のほうが将来にわたっては減っていく、いわゆる逆ピラミットと言われる状況に今後も推移するのではないかと、推測されるという資料になっております。

あと、その下段でございしますが、前回のときに、私、ちょっと申し上げたか

と思うんですけれども。確かに人口については、今後、減っていく傾向ではございますが、下の棒グラフにあるとおり、世帯数におきましては当面はまだ伸びが予想されている。いわゆる少人数家族といいますか、単身世帯の増加が今後も見込まれる。そんな状況が見てとれると、そんなようなことが松本市の人口の属性の動き、それが世帯にも反映されている、そんなふうに考えております。資料につきましては、以上でございます。

○福田委員長

質問、ございますでしょうか。

○平松委員

では、1点だけ。ちょっと意外だったんですけれども、今回のこの地優賃と民間の価格差なんです。若干、地優賃のほうが安いだろうと思っていたんですが、逆に上がっているというのにはちょっとびっくりしてしまいましたが。

そこで思ったのは、市営とか公営の団地を経営する意味というのは何だろうと思ったんですが、何なんですか。

○松本市住宅課 金井住宅課長

大変難しいご質問にもなるかと思えます。松本市においては、いわゆる民間活力ということが叫ばれるようになってから、できるだけ民間でできることは民間でという考え方を、都市政策の上でも持っております。

それで、地優賃の場合というのは、いわゆる公営住宅の階層とβ4と5の間ですか、のところで切りかわる。ですので、公営住宅に住めなくなった方の受け皿という部分と、良質な民間の賃貸住宅がない場合に、一定のやはり中堅所得者に対して住居を提供していくという、そういう考えのもとに組み立てられているというように解釈をしております。

現実には、整備に関しましては、国の枠組みの中でも、いわゆる民間の市場家賃と言われるものより著しく下げるような設定をして運営することについては、そうならないようにという指導を受けながらの部分もございますので、実質的には、いわゆる民間で同じような間取りであれば、不動産鑑定等で家賃等の修正もしてまいりますので、全く民間と公共との差がない、そんな状況での運営形態になる、そういう公営住宅というふうの実態は考えていただければと思っております。

○平松委員

わかりました。なかなか苦しいなという気がするんですが。

これに関しての意見というのは、次回のこの委員会の中で述べさせていただきますが。要は松本市だけではなくて、大体、全体的にそうだと思うんですが。若い年齢がそんなに伸び悩んで、高齢者だけがどんどん増えてくるということで、先細り、何か暗い感じになってしまうんですが。でも、そういう状況が、今、見えているんだったら、民間に太刀打ちできないんだから、要は特別養護老人ホームなんかをつくって、そっちの方向で考えていったほうが、よほど地域住民は喜ぶのではないかなと思いますね。次回、詳しく説明させていただきます。

○石澤委員

まだ議論を交わせないんですね。平松さんが聞いたのは、地優賃、それとも公営住宅ですか・・・地優賃の意味づけですね。それだけです。

○福田委員長

ちょっと私の理解が悪いのかもしれないのですけれども。

世帯が増加している、単身世帯というのは増加しているという、高齢化傾向になるという、そういうことを全部重ねていくと、普通、一般的に考えると、単身が増えて世帯が増えていくというと、新しい世帯を分けて、若い人たちが自立して増えていくとか、あとは単身の若い世帯がフッと社会的な転入をしたりとか、いろいろあるんですけれども。

世帯的には単身者が増えていると、この単身は、高齢者の方の場合の単身となってくると世帯は増えないわけですから、感じとしては、若い世代が転入したり、親の世代と分かれたりという形で増えていくという読み方でよろしいんでしょうか。詳しくはわからないかもしれないですけれども。

○松本市住宅課 金井住宅課長

一部、推測の域を出ない部分がございますが、やはり高齢者の単身世帯が、長寿の方が増えているということと、ほぼ一致するような形の中で伸び続けているという実態のように、一応、分析はさせていただきます。

○福田委員長

高齢者が単身になられてといっても、でも世帯数は増えないでしょう。

○松岡委員

でも、高齢者は結婚して子育てしていて、私たちもう高齢者に今、入ってきているんですが、子どもたちは出て行くから、世帯数は、私たち子育てしてい

るとき、ベビーブームの世代が子育てしているときは世帯数はこれで、それらがみんな独立して、我々の年代だときっと2人か3人は子どもを育てていますので、それらが独立していくから。

高齢者は減らないけれども、高齢者が育てた子どもたちは、核家族が増えていくんじゃないかなと思います。だから、結果は増えるんじゃないんですか。

○平松委員

結果的に。いえいえ、高齢者の、世帯数というのは、高齢者のベースフロアみたいなもので、それで、例えばどこかに3人子どもがいたとするじゃないですか。そうしたらそのうち自立しますよね。3人のうち1人は松本に残って2人はどこかへ行ってしまうという形で、人口は減っていったら世帯数はちょっとずつ増えていくということなんだと思うんです。

○福田委員長

ご説明で、高齢者の世帯が増えるという、そういうことではないのですね。分離していつているけれども、高齢者の世帯が、だから増えるということではないのですね。

○松岡委員

でも、高齢者の世帯は増えるんじゃないですか。私たち20年たって83歳になってしまいますから。高齢者の世帯は増える。昔は高齢者じゃなかったけれども・・・

○原委員

配偶者が亡くなると1人になりますが。

○松岡委員

そういうことですね。

○石澤委員

それと松本の場合だと、リタイアした人が戻ってくるケースもあると思いますが。そういうケースもあるし、いろいろあります。

○高木委員

ちょっといいですか、ついでに。

20ページのところで、ほっておくと平成37年に206,000人まで減ってしまうの

を、企業誘致や定住促進等の政策をすることによって211,000人まで、5,000人くらいは増やしたいという計画を立てていらっしゃるわけで。

そのところの中に、いわゆる公営住宅のようなものは全く関係なしにそれができているのかどうかと、要するに公営住宅との関係はないのか、あるのかということだけはちょっと整理をしておいていただければと思いますが。

○石澤委員

それは無理でしょう、今年の凶だもの。

○高木委員

いや、そうだけれども。だけど、何も考えずに、こんなに考えないですよ、普通。いや、わからないけれども。

○松本市住宅課 金井住宅課長

まあ、実際には行政で、こういう大きな指針となる計画のほかに、実施計画という形で5年ごとを切りながら、3年でローリングするような計画をつくりながらしているわけですが。その中でも、やはりかさ上げをしようとする人口に応じた形での公営住宅の整備は進める。そういう考え方で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○福田委員長

他によろしいですか。

○平松委員

あと1つだけいいですか。これは、同じく20ページなんです。これは借りてきた資料なので、わからないかもしれませんが、22年から急激に低下傾向が顕著になっていますね。この原因は何でしょうか。

○松本市住宅課 金井住宅課長

これはやはり人口問題研究所の推計をそのまま、私がちょっとそこにコメントを差し挟めるほど理解が及んでなくて、申し訳ございません。

○平松委員

何かすごいですね、この調子で行くと、どこまで下がっていくのかみたいな感じになるんですが、わかりました。何か暗い気持ちになりますね。

○福田委員長

他にございますか。

では、後はやっぱり現地を見ながらさらに議論を深めていくということで、これで終わります。

## 7) 地域自主戦略交付金事業（諏訪湖流域下水道）

○福田委員長

残すのは諏訪湖について。よろしく願いいたします。

○生活排水課 和田流域下水道係長

生活排水課、流域下水道係長の和田一彦と申します。よろしく願いします。

第1回委員会で要求がありました、事業経過がわかる資料につきまして、説明いたします。資料-4、28ページをご覧ください。

本事業は当初認可から第11回の変更認可まで、計12回の認可の申請をしております。この資料は、その経過を示した資料であります。

上段の表は認可計画と、その時点での整備状況、中段は当時の処理場の全景写真、また下段は当時の供用開始区域図であります。なお、写真と供用開始区域図は、その年度の近傍ということで、ご了承願いたいと思います。

認可計画は、内容的には、上段の上から認可年次、目標年次、計画処理区域面積、計画処理水量、代表的な施設としまして水処理の系列数、計画処理人口、計画市町村、つまり対象市町村でありますけれども、それと全体事業費で表現させていただいております。2段目の表がその当時の供用の状況で、処理区域面積から関連市町村といえますか、供用の市町村を示しております。

昭和46年度の当初認可では、目標年次を昭和60年といたしまして、計画処理面積を4,162ha、計画処理水量を360,400m<sup>3</sup>/日、計画水処理の系列数は12系列、計画処理人口212,000人、計画市町村を諏訪湖周辺の4市町、全体事業費を176億円としておりました。この当時は、当然、供用開始以前ですので、2段目のその時点での現況というものはありません。

また写真は建設予定地ということで、まだ何も手をつけていない状況ですのでわかりにくいですが、同じようなアングルの写真が2つ横の3枚目の写真でありますので、当時の建設予定地の状況が伺えるかと思えます。

それでは、主に変更となった認可内容についてご説明いたします。当初から第1回の変更認可では、処理分区の追加による人口増、1系列の容量変更に伴う系列数の変更、中央幹線と西山幹線の追加、放流渠の延長とポンプ場の追加

などによりまして、事業費を見直しております。

第3回の変更認可では、計画人口の見直しによります処理水量の減、西山幹線のルート変更、処理分区の水量増による中央幹線の管渠の断面の拡大などによりまして、事業費が増加しております。

次の29ページの、第4回変更では、社会情勢の変化に伴いまして原単位の見直しを行い、水量を減としております。また、原村の参入によりまして中央幹線を延長することによりまして、事業費が増加しております。

第6回変更では、富士見町の加入によりまして、富士見幹線を追加しております。

また次のページ、30ページの、第8回変更では、茅野幹線の能力不足、この解消のために上原幹線を追加しております。また、この認可により高度処理の導入、焼却灰の埋め立て処分から熔融して資源化する方式への転換で、事業費を増加させております。

第11回の変更では、白樺湖特定環境保全下水道等の編入に伴う白樺湖幹線の追加、また処理人口及び原単位の見直しにより事業費は減額しております。

30ページの右下の図面は、先ほど言いましたように、供用開始の図面という形でお話していましたが、この右下の図面のみは、将来形も入った立科町と茅野市の境にピンクに塗っているところがありますが、ここはまだ供用開始していない、これからここへつなげるという部分が入っているので、ご了承願いたいと思います。

経過につきましては、以上であります。

#### ○福田委員長

当初に比べてどんどん膨らんでいくということが、こういう形で見ると、いろいろ自治体が入ってきたり、上限という面ではいろいろ施設、そのときの社会状況に応じて考えられているということが見えたと思うんですけども。質問等、何かございましたら。

あとは現地に行って施設を見ていただいてということでよろしいでしょうか。今回の今日の資料でかなり、幹線にぶら下がってくるエリアも増えていっている状況も見えたんですけども。今日は特によろしいですか。

#### ○石澤委員

もしできたら、それぞれの処理場の面積、これ拡大していますよね。

○生活排水課 和田流域下水道係長  
処理場の面積ですか。

○石澤委員

この全体の面積。

○生活排水課 和田流域下水道係長

そこは同じです。

○石澤委員

ずっと見ていると、湖に突き出している部分、ここが違うじゃないですか。これは、最後のところでは、何か施設があったんですよね。

○生活排水課 和田流域下水道係長

特にここは、着工前の一番左側の写真は、一部、諏訪湖と陸がはっきりしないような部分ではありますが、その後、その辺がだんだんはっきりわかってくる、2枚目、3枚目とといいますか、この一番右側の4枚目くらいの写真からは、処理場の区域は、川に囲まれた中と湖で囲まれたところの四角形っぽい形の部分ですね。

○石澤委員

だから、これ突き出している部分がありますよね。2番目で、こう池になっているところ。この部分がちょっと湖のほうに突き出していますね。ここは埋めたんじゃないですか。矩形の部分からちょっと右に。

○生活排水課 和田流域下水道係長

増えたといいますか、最初からこれは下水処理場の区域という形で、やっております。

○石澤委員

ここまでですか。一義的には、矩形で取り囲まれていたんだけど、敷地としてはこの飛び出している部分も最初から敷地だと、そうですか。わかりました。

○生活排水課 和田流域下水道係長

特に増えたという形ではありません。

○原委員

市町村が次から次と手を挙げたということですか、加わりたいと。

○生活排水課 和田流域下水道係長

そうですね。

○原委員

初めの計画はそういう計画ではなかったと。

○生活排水課 和田流域下水道係長

最初は、この経過表の一番最初にあります、諏訪湖を望むこの4市町のみであったわけです。やはり下水道計画をやっていくにあたりまして、その水処理の統合といいますか、1カ所でやったほうが経済的という部分もありまして。

○原委員

声をかけたということよりも、市町村が手を挙げたと。

○生活排水課 和田流域下水道係長

すみません、次回の現地でお答えします。

○松岡委員

施設余裕からすれば、声をかけたというか、大きい声では言えないけれども、最初から、いずれはそうなるだろうなというメッセージでやっていたけれども、その割に増えないからつくりませんという部分もあるんじゃないですか。

だから、大局的には見ていたと思いますけれども。農集排だけとはいうふうにはいかないのではないですか。

○平松委員

認可の水量から比べるとまだまだキャパがあるから、後からどう計画を進めていくかという。

○福田委員長

今後、入ってくる可能性というのはありそうなんですか。

○松岡委員

国のあれもあるんじゃないですか。

○生活排水課 和田流域下水道係長

今後増えるところは、一番最後のといいますか、前回お示ししました資料を見ていただきたいと思いますが、10－3ページがあらうかと思います。

この左下に平面図がありますが、先ほど言われましたのが、この白樺湖処理区を取り組もうということで赤い白樺湖幹線を建設しているわけでありまして。あと、この黒い部分は、関連市であります茅野市が整備するというので、その後、将来的には、右下に黄色いところが若干ありますけれども、白樺と書いてある左下でありますけれども、この蓼科の別荘の部分を市で管渠を整備しまして取り組むという計画があります。

今のところは、大きなところではこういったところで、あと、図面に出てこないポツポツと黄色い部分が若干この中にはありますが、大きなところではこういったところでありまして。

○福田委員長

よろしいでしょうか。一応、前回の委員会で出た質問に対しての回答をすべていただいたということで、あとは、もう現地調査と重ねて再度、質問なり意見なり、あとは審議に入っていくということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

結構です。

○福田委員長

では、そのような形で。ありがとうございます。

今回の追加説明と、ダム最終審議という形では終わりたいと思います。事務局のほうでは何かございますか。

(3) その他

○波間技術管理室長

それでは事務局からですけれども、現地調査について、ご提案申し上げます。

ダム事業2つを除きまして、9カ所、見ていただくような形になります。10月24日・10月25日、ここでお願いしたいと思っております。それで、10月24日につきましてはそこで日帰りの方は、そこで帰っていただくという形になりまして、あと泊まりに絡む方は現在5名いらっしゃるんですけれども、5名の方が飯田のほうへ行きまして、飯田で泊まりまして、次に飯田市の中を見ろという形になります。ですから、人数的には、一番多いところで拾ったんですけれ

ども、1日目が、今、5名プラス日帰りの方が1名以上いると思うんですけれども、5名プラス数名という形になります。

それとあと、25日が、ここは日帰りという形をとれませんもので、5名の方で見ていただくというような形になるんですけれども、ちょっと人数的に少なくなりますが、ただ、日帰りで組み合わせをしたんですけれども、日帰りでも最大限6名の方という形しかとれない形になっています。

できれば10月24・25日ということで、1日目が6名プラスアルファ、2日目が5名というような形の中で現地を見ていただければと思っております。

○福田委員長

1日目が6名プラスアルファ、2日目は5名ということですね。

○波間技術管理室長

2日目は5名ということで、2日目、ちょっと組み合わせの中で、飯田のほう、日帰りということになるというのがなかなか難しいもので。

○福田委員長

それで、2日間を通して参加できる方というのが5名・・・

○波間技術管理室長

5名です。お泊りできる方ということで、一応、そういうふうにさせていただきたいんですけれども。

○福田委員長

皆さん、そのような形で決定してよろしいですか。

今、ここにいる方以外の関係もありますので、ここで決めるという話ではないので、では、マックスそういう形でということで、延べにすると何人ぐらいに、延べにすると7人ぐらい・・・

○波間技術管理室長

そうですね、1日目の方が、今、確実に出てくる方が、泊まる方が5名で、日帰りでOKという方が1名いらっしゃいます。あと、ちょっとまだ未確認の方がいらっしゃいますので、その関係で入れた場合に増えるかどうかという、そういうレベルだと思います。25日は、もう泊まった方だけしかきっと動けなかなと思っております。

○福田委員長

では現地調査は10月24日、これもし天候の問題とかであったときは、天候。

○事務局

天候ですか、いえ、お願いいたします。

○福田委員長

わかりました。では24日、あとは詳しいことは、時間とかはまたご連絡をください。

○波間技術管理室長

それと、あと第3回の委員会になりますけれども、今のところ10月1日か11日か14日、11月の中旬のところ、今、やりたいと思っています。1日か11日か14日、こういう形でもう一度照会させていただきますので、その中で、一番多い委員さんがそろ日という形をお願いしたいと思います。

ちょっと11月ですから、まだ早いので、もう一回照会をかけさせていただきたいと思っておりますけれども、一応、11月の中旬にはやりたいという形をとりたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○福田委員長

わかりました。それでは、今日の審議を終わりにしたいと思います。

確認ですけれども、今後、重要な現地調査、10月24日・25日の月曜、火曜日は、連続してエリア的にもやっつけなければということです。

ダムについての確認ですが、2つ、審議を今日終えまして、9月の中旬ぐらいいまでにたたき台、中旬、15日を目標にしたいと思いますけれども、そこぐらいいにはまとめて、たたき台を回して、修正等をさらに加えて9月の末には確定というスケジュールで頑張ってみようと思います。よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（西元主任専門指導員）

それでは、本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。今日ご審議いただきました2つのダム関係につきましても、大変、委員さんお忙しい中だと思いますが、9月末ということでぜひともよろしくお願いしたいと思います。また次回、現地調査につきましても、よろしくお願いしたいと思います。

また、本日の要求のありました資料につきましては、次回の現地調査の際にご説明するようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、どうも長時間にわたりありがとうございました。委員会を終了させていただきます。